

事務連絡  
令和2年7月28日

大臣官房各課  
大臣官房・各局庁庶務課  
地方農政局企画調整室  
北海道農政事務所企画調整室 各位

大臣官房地方課災害総合対策室  
新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部事務局

### 8月1日以降における催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催については、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）に基づき、5月25日以降、移行期間として概ね3週間ごとに地域の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、開催制限等の段階的な緩和を図ってきました。

- この度、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長から、別添のとおり8月1日以降の催物開催に係る留意事項が示されたところ、各位におかれては、
- ① 当省が主催又は関係するイベント等の開催に当たっては、下記事項に留意するよう省内関係部局に周知すること、及び
  - ② 下記留意事項について、イベント等を開催する可能性のある事業体に対し、所管の団体等を通じ周知すること、  
について、御協力方お願い致します。

### 記

#### 1. 催物開催の目安（別紙参照）

8月以降のイベント開催については、令和2年5月25日付け事務連絡の別紙において、収容率の制限（屋内は50%以内、屋外は十分な間隔（できるだけ2m）を維持する一方、人数上限（5,000人）を撤廃するとの目安を示してきたが、5,000人超の大規模イベントを開催することに伴い、全国的な移動による感染リスクの拡散、イベント前後の交通機関における三密の発生等により、感染リスクが拡大する可能性があることを踏まえ、現状の感染状況等に鑑み、8月末までは現在の開催制限を維持し、引き続き催物開催の目安を以下のとおりとする。

- ・ 屋内、屋外ともに 5,000 人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）。

また、上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和 2 年 7 月 8 日付け事務連絡「7 月 10 日以降における都道府県の対応について」2.（1）に留意すること。

なお、9 月以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

## 2. 催物の開催にあたっての留意事項

- （1） イベント等の開催に当たっては、基本的な感染防止策を徹底すること（別紙参照）。
- （2） 令和 2 年 7 月 8 日付け事務連絡 2.（2）に示すように、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催に当たっては、都道府県に対し、主催者又は施設管理者から事前に相談すること。

## 3. 祭り等の行事の開催にあたっての留意事項

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、イベント主催者等は、各都道府県と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6 月 19 日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。一方、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な間隔の確保（1 m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずる ことを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対しイベントを開催する前に、イベント参加者に厚生労働省から提供されている接触確認アプリや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用を促すとともに、感染拡大防止のためにイベント参加者の連絡先等の把握を徹底することを促すこと。

以上

**【添付資料】**

- 「8月1日以降における催物の開催制限等について」（令和2年7月23日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- 「7月10日以降における都道府県の対応について」（抜粋）（令和2年7月8日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）
- 「イベント開催等に係る基本的な感染防止策」（令和2年7月16日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料（内閣官房作成））

**【問合せ先】**

農林水産省大臣官房地方課災害総合対策室  
新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部  
担当：大川、笹尾、葛西  
TEL：03-6744-1856（直通）